

平成 30 年 7 月 9 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨により被災した場合
の労災保険給付の請求に係る事務処理について

平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害等に伴い、被災労働者の所属事業場が倒壊等した場合、労災保険給付の請求に困難を来す場合も予想されることから、労災保険給付の請求に係る事業主の証明等の事務処理については、当面の緊急措置として下記により対応されたい。

記

1 労災保険給付請求書に係る事業主証明及び診療担当者の証明

今回の大雨による災害等により、被災労働者の所属事業場等が倒壊した等の理由から、労災保険給付請求書（以下「請求書」という。）の事業主証明を受けることが困難な場合には、事業主証明がなくとも請求書を受理すること。

また、被災労働者が療養を受けていた医療機関が倒壊した等の理由から、診療担当者の証明が受けられない場合においては、診療担当者の証明がなくとも請求書を受理すること。

なお、この場合、請求書の事業主証明欄の記載事項及び診療担当者の証明欄の記載事項を請求人に記載させ、証明を受けられない事情を付記させること。

2 業務上外等基本的な考え方

今回の大雨による業務上外等の考え方については、平成 7 年 1 月 30 日付け「兵庫県南部地震における業務上外等の考え方について」に基づき、業務上外等の判断を行って差し支えない。

したがって、個々の労災保険給付請求事案についての業務上外等の判断に当たっては、天災地変による災害については業務起因性等がないとの予断をもって処理することのないよう特に留意すること。

3 本省協議について

本省内かんによって判断することが適当でない認められる場合にあっては、本省に協議を行うこと。